

婦人と親族法(續き)

太田英隆

第三節 婚姻の無効及び取消

無効と云ふのは其目的としてゐる效力に關しては法律上全く存在せないので、取消と云ふのは法律上存在し且其效果の發生しまするも、ある瑕疵あるために其行爲を取消し得べきものであります、我民法は、法律行爲に就いて其成立しないものを無効と云つて、取消すことの出来るものを取消と云つてゐます。

第一款 婚姻の無効

第一、當事者間に婚姻をする意思なきこと

前にも申上げました通り、婚姻には男女の承諾がなくてはなりません。それでありますから男女間に婚姻する意思のない婚姻は、全然無効なるべ

きは理の當然であります。例へて云へば、當事者では正式に婚姻届を爲しましても、それが人違であるとか、又精神喪失中であるとか、又暴力を加へて無理に届書に署名せしめたやうな場合は、その婚姻は無効となるのであります。

この人違と云ふことに就ては中々面白い議論があるのです。全体人違と云ふは、人自体に關する錯誤であるか、又人の品格に關する錯誤であるかと問ひますと、私は人自体に關する錯誤即ち有形的人格に關する錯誤でなければならないと存じます。解り安く云ひ換へますと、松枝と云ふ甲女と婚姻する意思であつたのが、梅野と云ふ乙女と人違ひをしたと云ふやうな時は、勿論無効でありますが、若し之れとは違ひ、健康な金持の女と信じ

あつとすると、この婚姻はどうなるか。こゝが議論の別れる所でありまして、解釋の爲やうでとんでもない事が出来たします。二三年前でありましたが、ある人が平民だと信じて婚姻した所が新平民であつたので、遂に裁判沙汰となりまして離婚となつたと記憶してゐます。私は之れに反對なので、人の品格に關する錯誤は婚姻の無効を惹き起すことにはないと思ふのであります。

第二、當事者が婚姻の届出を爲さざりし時、

婚姻は届出でるのを以て一要件としてありますから、其届出のないときは無効であると云ふことは火を觀るより明であります。

第二款 婚姻の取消

第一項 絶對的取消の原因

この場合に婚姻を取消することを許すのは、婚姻

關係の繼續が直接に公けの秩序に害があるからであります。

(一) 取消權を有する者、

一、當事者

二、戸主

三、親族

四、當事者の配偶者又は其前配偶者、

五、檢事

(二) 婚姻の取消原因及取消權行使の期間

一、不適齡なる場合

(い)、不適齡者以外の者より取消を請求するときは、この場合には取消の原因不

適齡なるに存するものなれば、取消權者は不適齡者か適齡に達しない内に其權利を行使せねばならない

(ろ) 不適齡者が取消を請求するとき、

二、重婚の場合

三、禁制期間内の再婚

四、相姦者の婚姻

五、親族間の婚姻

以上一より五迄の場合に於きましては、公の秩序又は善良の風俗に反するから、民法總則の原則によりますと無効となるべきを、單に取消し得べしとしましたのは、畢竟婚姻を尊重したものに因ると云はねばなりません。

第二項 相對的取消の原因

相對的取消の原因の場合に婚姻の取消を許すのは、第一項の場合とは違つて一人の利益を基としたのであります。それでありますから、これを取消す權を有するものは、其婚姻によつて利益を

害さられた者でなくてはなりません。

一) 保護者の同意を得ざる場合(民法七八三四條)

(い) 同意を爲す權利を有せし者が、婚姻のあつたことを知りたる后、又は詐欺を發見し若く

は強迫を免れた后六ヶ月を過ぎたる時は

同意を爲す權利を有せし者が追認を爲したること、

(は) 婚姻届出の日より二年を経過したること、

(二) 承諾に瑕疵ある場合(民法七八五參酌)

(三) 婿養子縁組の場合、茲に一寸申しておきますが、婿養子縁組と云ふのは、他人の子を養つて

己の子とすると同時に、女子と配合せしむるもので婚姻と縁組とは彼此互に條件を爲すもので

あります。世人が時々縁組と婚姻とを混同することがありますが、法律上決して同一視すべき

ことがありません。

四十六

ではありません。

今本節を了るに及びまして、御参考の爲め婚姻取消申請の書式を左に附記します。

○婚姻登記取消申請

(人違其他の事由に基きし場合)

明治参拾七年五月参日届出たる婚姻は無効なるに付別紙證明書を差出候間該登記取消相成度及申請候也

兵庫縣城崎郡香住村ノ内香住村参拾七番地  
平民學生

夫 太田英隆

明治拾参年参月拾九日生

京都府下京區三條通松原上ル拾五番地月主

中村花之助長女士族學生

妻 中村梅子

明明貳拾年五月参日生

附記、證明書は人違其他無効の事由を記し双方之を認めたる署名捺印せしもの

○婚姻登記取消申請

(裁判確定の時其訴を起すもの)

明治参拾年八月二日届出たる婚姻は明治参拾八年拾月貳九日無効(取消)の裁判確定に付別紙裁判の謄本提出候條婚姻取消相成

度及申請候也

神奈川縣横濱市松富町八番地官吏

(訴訟提起者) 吉田八郎

明治拾年九月拾日生

第三項 取消の效力

元來取消されたる法律行為は、法律行為の通則に依りますと初めから無効なのであります。婚姻の取消の效力は初めに遡らないことになつてゐます。さうしてこの規定は、當事者の關係に於きましても、子の身分に關しても、又當事者が善意なるときと惡意なるときとを別分せずして適用されます。

婚姻の取消は、親に付ても子に付ても取消されるまでは法律の效力がありますから、相互に扶養を受ける權利、相互に相續するの權利を保存すべく、子は夫婦に對し嫡出子として一切の權利を取

得します、又夫婦の財産關係に於ても婚姻の取消  
あるまでは法律上の效力を有しますから、夫婦相  
互の間に於きましては其爲したる夫婦財産契約は  
取消までは依然其效果を生じ、夫婦の財産關係は  
總べてこの契約に依つて定まります。

短歌

眞宮起雲

哲學大學にありし弟不治の病を得十一月十三日  
大學病院にありて身まかりければ

はらからの冷たき駭さすりては冥府のかなたに想  
ひ馳せ泣く  
黄泉なる臺に父と語るらむやせたる兄のさだめう  
すさを

わゝなどで息あるうちに一度の笑まひをこそと唯  
泣かれぬる  
老いませし母をのこして冥府に行く汝が歌永久に

我を泣かしむ

弟の骨を抱きて歸るさの夜瀛車のこまど月ひや、  
かき

新年の歌(〆切十二月十五日)

投稿所 伊勢白子局區内

みどり短歌會

撰評者眞宮氏にさはることありて、今回は應募の和歌を載する  
こと能はず、何れ次回に掲載すべし、次の課題は右の如し、心  
ある人の奮つて投詠あらんとを望む  
記者

フレーベル會俳句端書集

- 一、課題 當季雜吟一人十句以下
- 一、締切 毎月二十五日限り
- 一、披露 翌々月本紙上
- 一、賞品 三光には景品を呈す